

農作物等の雪害防止対策について

令和 2 年 1 2 月 7 日
秋田県農作物異常気象対策本部
農作物異常気象対策指導班長

1 共通事項

(1) 体制の整備等

- 市町村や農業団体における技術対策等の連絡体制や被害報告体制を確認します。
- 労力不足等により除雪が十分に行えない施設や園地等の対策として、農協部会等による共同除雪体制等を整備します。
- なお、市町村、農業団体においては、広報やチラシ等を積極的に活用し、技術対策や安全対策の周知に努めます。

(2) 除雪作業の留意事項

- 除雪作業を行う場合は、次の事項に注意します。
 - ・ 除雪作業は、複数人で行うように努めます。
 - ・ 屋根等の高所での作業は、ハシゴをしっかりと固定するとともに命綱をつけ、雪の緩みに注意して行います。
 - ・ 除雪機を使う場合は、ローターに巻き込まれない服装にするとともに、点検・調整等は必ずエンジンを止めて行います。
 - ・ 作業小屋等の軒下で作業する場合は、落雪に注意します。

2 積雪期の対応

(1) 農業用施設（パイプハウス等）

- 屋根の雪おろしは、屋根及び側面を中心にできるだけ早く行い、特に日照や風により屋根の北側または風下側に偏って残らないようにします。
- 施設側面に堆積した雪（特にハウスとハウスの間）は、側圧がかかるので、速やかに除雪します。
- 大雪が予想される場合は、倒壊を防止するため、支柱等による施設の補強を図ります。
- 被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪により倒壊する恐れがあるので、適宜、雪を落とします。
- 無加温時には、施設内を気密にして室温の上昇を図り、屋根からの雪の自然落下を促します。
- 暖房機や石油ストーブで加温する場合は、内部カーテンを開いて屋根からの放熱量を増加して積雪を滑落させます。
- 気温の上昇に伴い融雪による停滞水の影響が懸念される場合は、ハウス内の周囲等に溝を掘り、速やかに排水します。
- 豪雪時には倒壊の危険があるため、ハウス内に入らないようにします。

(2) 果 樹

- 降雪時は園地を見回り、雪が軽いうちに、樹上の雪おろしを行います。
- 気温の上昇により樹上の雪が融けて氷結すると、枝から雪が落ちにくくなるので、雪おろし作業は氷結する前に行います。
- 積雪の沈降による枝折れを防ぐため、雪に埋もれた枝の掘り上げを行います。
- 大雪の時は、共同による除排雪や融雪促進資材等の散布により、消雪の促進と沈降力による被害の軽減に努めます。散布時期は、降雪のピークが過ぎ、好天が2日以上続く日を選んで行い、その後、状況に応じて数回行います。
- 雪によって枝が著しく裂開した場合は、被害枝をせん去し、傷口保護のため塗布剤を塗ります。
- ぶどうやなしの棚仕立て栽培では、棚上の冠雪は速やかに除去し、棚が埋まりそうな場合は、棚下の雪を踏み、棚面と積雪面の間に空間を作るようにします。おうとう等の施設栽培では、除排雪により施設の維持に努めます。

(3) 畜 産

- 畜舎の早めの雪おろしと畜舎周辺の除排雪に努めるとともに、水道管等の凍結防止措置を講じます。また、バークリーナー等の機械器具についても、点検を実施します。
- 特に、ハウス式の畜舎や堆肥処理施設等は除排雪をこまめに実施し、積雪による倒壊等の被害を防止します。
- 畜舎内の低温環境下による生産効率の低下を抑えるため、畜種や生育段階に適した保温に努めるとともに、すきま風を防ぎ、畜舎内温度の保持と換気に留意します。
- 比内地鶏導入前の飼育ハウスは、施設内の気密性を高め室温の上昇を図り、屋根に積もった雪の自然落下を促します。